

多治見市新庁舎建設推進室設置規則（案）

（設置）

第1条 新庁舎の建設事業を進めるため、多治見市行政組織規則（平成9年規則第36号）第2条第3項の規定に基づき、総務課内に新庁舎建設推進室を設置する。

（職員）

第2条 新庁舎建設推進室に、室長その他必要な職員を置く。

（所掌事務）

第3条 新庁舎建設推進室が所掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- （1）新庁舎の建設に関すること。
- （2）現本庁舎の跡地利用に関すること。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和●年●月●日から施行する。
- 2 多治見市行政組織規則（平成9年規則第36号）の一部を次のように改正する。
別表総務課の項中第34号を第35号とし、第23号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。
（23）新庁舎の建設に関すること。